

新型コロナウイルス感染症に対応した留意事項 (令和4年3月8日時点)

山武市教育委員会

1 基本方針

「感染防止と子どもの学びの保障の両立」を図るため、感染防止に万全を期すとともに、学習活動の形態や内容を工夫し、可能な限り教育活動を継続していく。

保護者には、各学校における感染症対策、家庭へのお願い等について、適宜、文書やメールを発出し、理解と協力を得る。「様式1」

2 校内体制の整備について

新型コロナウイルス感染症対策にあたる校内対策本部を設置し、学校全体で感染対策を整備することとする。

(1) 対策本部の役割

- ① 平時・・・感染症対策の検討・実施、児童生徒及び教職員の健康状況確認等
- ② 感染者等発生時・・・対応の総括・指示、保健所対応、マスコミ対応、情報発信等

(2) 連絡体制の整備

① 関係機関への連絡

事前に保健所、教育委員会、学校医等の緊急連絡先一覧を作成し、教職員間で共有する。校内における各対応窓口を決めておく。

② 教職員への連絡

- ・ 緊急時の連絡網やメール配信等、休日や夜間等の連絡方法を明確にし、教職員間で共有する。
- ・ 校長は、教職員が感染者となった場合など、本人以外の緊急連絡先が必要となった場合に備え、可能な範囲で把握する。

③ 保護者・児童生徒への連絡

事前に保護者への連絡体制（メール配信、電話、文書による連絡等）を整備し、発生状況に応じ、連絡方法を決定する。また、校内のホームページを活用した情報提供を準備する。

3 具体的な活動について

全ての活動において、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なること及び「大声」を避け、一つ一つの条件が発生しないように配慮する。また、「新しい生活様式」を学校生活に取り入れ、長期的なビジョンで感染の予防に努める。

(1) 登 校

- ①教職員は毎朝検温・体調確認をし、健康観察カードを管理職に提出する。**(または、可能な限り、家庭で「連絡用ツール」を活用し、登校前に報告する。)**原則としてマスクを着用して指導にあたる。
- ②登校時はマスク着用のうえ、人との距離を確保することを習慣づける。
- ③熱中症予防として、登下校時等には自分で状況を判断してマスクを外し、他人との距離をとる等の工夫をする必要があることを指導する。
- ④学校到着後、石けんで手洗いをし、始業準備をする。マスクを着用して生活するよう指導する。
- ⑤校門や昇降口での密集が起こらないように留意する。
- ⑥児童生徒は毎日健康観察カードに体温・体調について記録し、保護者に捺印してもらい、持参する。**(または、可能な限り、家庭で「連絡用ツール」を活用し、登校前に報告する。)**教室に入る前に、担任等はカードを回収し、児童生徒の健康状態を確認する。
- ⑦健康観察カードや検温を忘れた児童生徒については、教室に入る前に所定の場所で、検温や健康観察をする。
- ⑧スクールバスの使用に係る感染症予防対策については、学校再編推進室から学校及びバス会社に依頼する。
- ⑨感染者発生時等に備え、児童生徒・教職員の健康状態の記録を学校で当月及び前月分を確実に保管する。**(「連絡用ツール」を活用している学校はデータで保管し、必要時に印刷する。)**

(2) 朝の会

- ①健康観察において児童生徒の健康状態を再度確認する。
- ②本日の日課（活動）について確認し、感染症予防対策の指導をする。

(3) 授 業

○各教科共通

- ①授業開始時に、教科担任は児童生徒の体調を確認する。
- ②換気・石けん等での手洗いの徹底
 - ・常時換気（10～20cm程度）に努めるが、常時換気が難しい場合は、30分間に1回以上、数分程度、窓を全開する。難しい場合は、休み時間に行う。
 - ・換気は、可能であれば2方向の窓を同時に開ける。その際、衣服による温度調節にも配慮する。
 - ・特別教室での授業の際は特別教室付近の水道で石けん等で手洗いをしてから教室に戻るよう指導する。
- ③座席間は可能な限り間隔を空ける。
- ④共用の教材、教具、情報機器等の扱いは最大限回避する。共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを徹底する。使用の都度の消毒は不要であるが、教科担当は1日1回程度、消毒を行うことが望ましい。

- ⑤外部人材（校長が認めた者）を活用する際には、講師の体調の確認、身体的距離の確保、換気、時間短縮等、感染症対策を行う。
- ⑥感染状況に応じて年間計画を見直したり、活動を入れ替えたりして授業を行う。

○感染の可能性が高い学習活動

①音楽科

- ・歌唱や管楽器等を使用した活動を行う場合は、できる限り一人ひとりの間隔を空け、人がいる方向を向かない等の配慮をする。
- ・合唱をする際には、マスクを原則着用することとし、できる限りの間隔を空ける。（目安2 mとし最低1 m）

②家庭科

- ・調理実習等は、少人数班での実施や衛生管理をより一層徹底する。
- ・調理したものを食べる際には、調理した料理は調理した班のみでその場で食することとし、飛沫飛散防止の対応をとる。

③保健体育科

- ・指導内容の精選、身体的距離の確保、活動時間の短縮等の工夫をする。
- ・運動不足や体力の低下が考えられるため、授業開始時には準備運動を十分に行うよう留意する。
- ・児童生徒が集合・整列する場面を少なくし、身体的距離を確保する。
- ・用具の使用後の消毒や授業の前後に手洗いを徹底する。
- ・運動中、マスクの着用は必要ないが、見学者にはマスクを着用させる。
- ・更衣室でも「3密」にならないように指導する。
- ・プール内やプールサイドでの児童生徒の間隔については、必ずしも「2 m以上」ということではなく、現場の状況に応じて柔軟に対応する。
- ・更衣室については、利用中の3密を配慮し、不必要な会話や発声をしないことを指導するとともに、また利用前後の手洗いを徹底する。

※授業内容や気温上昇により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮をした上で、マスクを外す指示をする。

※児童生徒本人が暑さで息苦しいと感じた時などは、マスクを外したり、一時的に片耳だけにかけて呼吸したりするなど、本人の判断でも適切に対応できるように指導する。

※感染が拡大局面にある場合は、感染対策を講じても、なお、感染リスクが高い活動については、実施を控えることを検討するなど、慎重な判断をする。

(4) 給食

- ①給食当番は石けんで手洗い後、マスクを着用して給食室へ行く。
- ②給食当番以外の児童生徒は、石けんで手洗い後着席し、静かに座って待つ。
- ③給食当番は、準備時に配膳台を消毒する。
- ④給食中は机を前向きとし、飛沫が飛ばないように大声での会話を控える指導をす

る。

- ⑤給食前後には教室の換気を徹底する。
- ⑥おかわりは「いただきます」の前に行く。
- ⑦片付けは班や列ごとに行く。
- ⑧片付け方については、給食センターから示された方法に準じる。
- ⑨校内放送等を活用して食育や食事を楽しめる内容の放送を工夫する。
- ※特に、食事中はマスクを外すため、児童生徒の様子に注意する。
- ⑩食後等に、歯磨きや洗口を行う場合は、換気のよい環境で児童生徒が距離を確保し、飛沫が飛び散らないよう注意する。

※飲食時には、十分な換気を行う。特に、食事前に室内の空気と外気の入れ替えが行われていることが望ましい。

(5) 休み時間・昼休み

- ①「3密」をつくらないように指導する。
- ②換気を行う。
- ③職員は児童生徒の様子を見守る。
- ④他学級の児童生徒同士が集まることを控えるよう指導する。

(6) 清 掃

- ①清掃時も、衛生面や「3密」にならにように指導する。
- ②ホウキ等の清掃用具の使用前後の手洗いを徹底する。
- ③飛沫が飛ばないように、会話はせず、無言で清掃に取り組む。
- ④清掃後は石けんで手を洗う。
- ⑤トイレ清掃を児童生徒が行う場合は、教職員の指導の下、十分な換気やマスク・手袋の着用等の感染症対策を講じた上で、通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はありません。

(7) 帰りの会

- ①健康観察カードを配付する。児童生徒の健康状態を確認する。
- ②1日の中で感染予防について気になったことを指導する。
- ③抵抗力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。
- ④下校の際に校門や昇降口での密集が起こらないように留意する。

(8) **部活動**

4月1日～7日

- ・各学校のガイドラインに沿って活動する。
- ・学年始め休業中の（土）（日）は校内での活動とし、対外試合等は行わない。

4月8日～

- ・各学校のガイドラインに沿って活動し、対外試合等を行う場合は、感染症対策、感染症拡大状況等に留意する。

※活動前の健康観察、活動前後の手洗い・消毒の徹底、また屋内で実施する場合は、換気を徹底する。

- ①部活動は、常に感染症対策を心がけ、感染の拡大状況及び児童生徒の心身の負担を考慮して行う。
- ②部活動中は換気を実施し、「3密」にならないように配慮する。
- ③部室等は部員が一斉に使用しないように指導する。
- ④部活動終了後は手洗いを徹底するように指導する。
- ⑤部活動終了後に用具の消毒をする。
- ⑥手洗い・消毒等の時間を含めた余裕のある活動計画をたてる。また、免疫力を高めるための十分な休養がとれるように週および月計画をたてる。
- ⑦対外試合等は、移動手段・活動時間・集まる学校数・地域における感染者発生状況等に留意して、実施の判断をする。
- ⑧昼食を含む飲食の場面、部室や更衣室等でマスクを外した場面、下校時の飲食等について指導する。

※感染が拡大局面にある場合は、密集する活動や近距離で組み合ったり、接触したりする活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動は基本的に控える、又は、感染が拡大していない地域では実施を慎重に検討する。

(9) **生徒会・委員会活動**

- ①活動内容や協議事項を精選し、短時間で行えるようにする。
- ②児童・生徒総会等は、短時間での実施やオンライン等の工夫をする。

(10) **各種式・各種行事等**

※入学式・卒業式・始業式・終業式等、全校集会・学年集会・講演会・避難訓練・体育祭・運動会・合唱コンクール等

- ①感染症対策に努め、「3密」を避けた内容、分散形式、短時間等の工夫をする。
- ②保護者等が参加する場合は、人数等の制限や感染症対策を行う。
- ③オンライン等の工夫をする。

(11) **校外学習等**

- ①感染状況を注視し、感染状況による日程変更を含め、弾力的に対応する
- ②感染状況による延期や中止も想定し、児童生徒や保護者への説明、キャンセル

料の発生等にも対応できるように準備をしておく。

- ③山武市教育委員会作成の「宿泊を伴う学習実施の際の確認事項」及び「対応フロー」を参考に、行程の検討を行う。
- ④職場体験・職場見学等は、事業所の理解を得て、感染防止対策について十分に確認をする。

4 感染者等が発生した場合の対応について

(1) 児童生徒・教職員に感染者が発生した場合の対応

【初動対応】

- ①感染者の発生を把握後、管理職は速やかに教育委員会に報告する。「報告メモ」も作成する。
(学校 → 教育委員会 → 東上総教育事務所指導室 → 学校安全保健課保健班)
- ②校内対策本部の招集、全教職員への連絡を行う。
- ③管理職は保健所、教育委員会、学校医等へ連絡する。保健所の指導の下、校内対策本部は教育委員会、学校医等と連携して、今後の対応を検討する。

教育委員会は、感染者が発生した場合、原則として、保健所の指示による消毒及び濃厚接触者の特定がされるまでの間、まずは学年全体について、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業を行う。

なお、県又は市の衛生主管部局と相談の上、当該感染者の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に考慮し、その後の臨時休業の実施の有無、規模及び期間について判断する。

- ④感染者本人に係る詳細な情報を収集する。

保健所の指導の下、本人のプライバシーに配慮し、学校が把握できる範囲で、感染者本人の行動記録等を時系列で整理する。

児童生徒の場合：健康状態（発症日、症状等）、クラス、部活動、出席状況等、通学手段、直近2週間の学校の大まかなスケジュール（週案等）、発症2日前の詳細な行動履歴（部活動の状況、授業等の状況、休憩・昼食時の状況、校外活動の状況、マスクの着用等）

教職員の場合：健康状態（発症日、症状等）、教科、クラス、部活動、分掌、通勤手段、勤務状況、校外活動状況等、直近2週間の大まかな学校のスケジュール（週案等）、発症2日前の詳細な行動履歴（部活動の状況、授業等の状況、休憩・昼食時の状況、校外活動の状況、マスクの着用等）

- ⑤保健所の指導の下、感染者本人の行動記録（陽性と判定された日から2日前まで遡る）に基づき、児童生徒及び教職員の接触者のリストを作成し、情報提供を行う。

- ⑥他の児童生徒及び教職員の健康状態を把握する。
- ⑦保護者宛て連絡内容を検討し、緊急メール等を活用して、児童生徒の自宅待機について連絡する。「様式2」
- ⑧臨時休業に入る前に、各学年主任等を中心に、臨時休業中の健康観察や学習課題等について検討し、児童生徒に連絡する。
- ⑨感染者の家庭と連絡を取り、状況に応じて支援に努める。
- ⑩今後の教職員の勤務体制を整備する。
(教職員に濃厚接触者等がいる場合を想定)
- ⑪報道対応の窓口(教頭)は、教育委員会と連携し、対応方法を整理する。
- ⑫「別添1 新型コロナウイルス感染症り患者発生時の対応フローVer.1・2」を参考に、対応を進める。

【その他】

- ①感染拡大防止の必要上、当該児童生徒等が明らかになることもあるが、その場合においても、差別・偏見・いじめなどの対象とならないよう、十分な配慮や注意を行う。
- ②濃厚接触者等へ適切な対応を実施する。
保健所から濃厚接触者とされた者は、自宅待機を行い、保健所の指導に従う。
- ③保健所の指導の下、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、当該児童生徒又は教職員の行動範囲を考慮し、接触箇所(可能性のある箇所を含む)等、校内の消毒を行う。
- ④教育委員会はWeb上で文部科学省に報告する。

(2) 児童生徒・教職員に濃厚接触者が発生した場合の対応

- ①濃厚接触者の発生を把握後、管理職は教育委員会に電話報告する。
(学校 → 教育委員会)
- ②校内対策本部の招集、全教職員への連絡を行う。
- ③管理職は保健所、教育委員会、学校医等へ連絡する。保健所の指導の下、校内対策本部は、教育委員会、学校医等と連携して、今後の対応を検討する。

教育委員会は、濃厚接触者が発生した場合、原則として、臨時休業は実施しない。
ただし、県又は市の衛生主管部局、保健所の助言等を参考に、実施を検討する場合がある。

- ④当該児童生徒又は教職員は、保健所が求めた期間、自宅待機等を行い、保健所の指導に従う。
- ⑤当該児童生徒等が、差別・偏見・いじめなどの対象とならないよう、十分な配慮や注意を行う。
- ⑥必要に応じて、保健所の指導の下、他の児童生徒及び教職員の健康観察を行う。
- ⑦必要に応じて、プライバシーに配慮し、保護者に対して説明文書を配付する。
- ⑧症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要とされるが、必要に応じて、保健所の指導の下、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、当該児童生徒又は教

職員の行動範囲を考慮し、接触箇所（可能性のある箇所を含む）等、校内の消毒を行う。

- ⑨「別添1 新型コロナウイルス感染症り患者発生時の対応フローVer.1、Ver2」を参考に、対応を進める。

(3) **児童生徒・教職員に感染を疑われる症状がある場合の対応**

※医師が必要と判断し、新型コロナウイルス感染症を診断するためのPCR検査等を受ける者など。

【児童生徒等又は教職員の場合】

- ①感染が疑われる者の発生を把握後、管理職は教育委員会に電話報告する。
(学校 → 教育委員会)
- ② 検査の結果、感染が判明した場合に備え、必要に応じて対策本部の招集、全教職員への連絡を行う。
- ③検査の結果、感染が確認されず、医療機関等から登校の可否について指示があった場合は、それに従う。
- ④検査の結果、感染が判明した場合は、(1) **感染者が発生した場合の対応**へ移行する。
- ⑤当該児童生徒等が、差別・偏見・いじめなどの対象とならないよう、十分な配慮や注意を行う。

(4) **児童生徒等や教職員の感染者が確認された後の周辺児童生徒・教職員と学校の対応**

1 学校で感染者が確認された場合の対応

校長は、感染した児童生徒等について出席停止の措置をとる。感染者が教職員である場合には、療養休暇の取得により出勤させないようにする。

2 濃厚接触者及び検査対象となる者の特定

(1) 濃厚接触者の特定について

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">①当該感染者に対する濃厚接触者の特定について、管轄の保健所と協議する。② (①が難しい場合) 本人、保護者、周辺の友人等の関係者からの聞き取り(※1)を行い、本人の同意を得た上で、以下に示す基準(※2)に基づき濃厚接触者の候補範囲を特定し(濃厚接触者の候補者の特定)、候補者リストを管轄の保健所に提示する。保健所の認定により、濃厚接触者としての特定がなされる。③ (②が難しい場合) 本人、保護者、周辺の友人等の関係者からの聞き取り(※1)を行い、本人の同意を得た上で、必要に応じて、教育委員会や健康支援課と協議し、以下に示す基準(※2)に基づき濃厚接触者の候補を特定する。 |
|---|

※1 [本人を含む関係者からの聞き取り] 例えば、次に示す事項について詳細に確認する。
・発症日(又はそれと認められる日。無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日。以下同じ。)
・受診、検査、陽性判明までの経緯(家族内での感染状況を含む。)
・発症日から、発症日を除く前2日間の詳細な行動履歴(いつ、どこで、誰と、何を、どのようにしていたか。感染リスクが高いと思われる行動については、特に詳細に聞き取り、その時間、身体的距離、マスクの着用状況等について確認する。マスクについては、着用の有無に限らず、適切な着用状況であったかについても確認する。)

※2〔濃厚接触者の候補となる範囲を特定する基準〕 濃厚接触者の候補の範囲は、感染者の感染可能期間（※※）のうち、当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において以下のいずれかに該当する者とする。

※※ 発症2日前（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間

【濃厚接触者の候補】

- ・感染者と同居又は長時間の接触があった者。
- ・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性の高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある。）
- ・手で触れることができる範囲（目安として1メートル）で、必要な感染予防対策なし（※※※）で感染者と15分以上の接触があった者（例えば、感染と会話していた者）

※※※ 必要な感染予防対策については、マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスク着用が不適切な状態である場合を含む。

（2）濃厚接触者周辺の検査対象となる者の特定について

【濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補】

- ・感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者（感染者と同一の学級の児童生徒等）
- ・大声を出す活動、呼気が苦しくなるような運動、食事の場を共にしていた者等（感染者と同一の部活動に所属する児童生徒等）
- ・その他、感染症対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

※学校において、上記の（1）（2）の候補の速やかな特定が困難な場合は、感染者が1人でも、感染状況によっては、原則として当該感染者が属する学級等の全ての者を検査対象の候補とすることが考えられる。

※濃厚接触者の候補者の特定については、保健所による積極的疫学調査の実施が遅延したり十分に行えなくなったりする場合があることを踏まえ、特に地域の実情に応じて柔軟な対応を行うことがある。

3 臨時休業及びその解除の判断

（1）学校において感染者が発生した場合の対応について

教育委員会（委任を受けた学校長を含む。）は、児童生徒等や教職員が感染し、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業の可否を判断し、必要と判断される際には、次の過程により臨時休業を実施する。

〔休業１〕 感染者発生から濃厚接触者等の特定までの間

保健所の対応状況により、濃厚接触者等の特定まで、まずは臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、学校全体の臨時休業）の可否を検討する。ただし、学校内で感染が広がる可能性が低い場合には、臨時休業を行わない場合もある。

〔休業２〕 濃厚接触者等の特定後、校内で感染が広がる恐れが低いと判断されるまでの間

学校の感染状況と休業２の取扱いの目安を踏まえ、学校長と教育委員会の協議の上、休業２（学級閉鎖、学年閉鎖、学部閉鎖、学校全体の臨時休業）を判断する。ただし、濃厚接触者等がいらないなど学校内で感染が広がる可能性が低い場合には、休業２の臨時休業を行わない。

※休業の期間については、臨時休業の開始から全体として概ね数日～５日程度（土日祝日を含む。）を目安とする。

第１１編 山武市立小学校及び中学校管理規則

（非常変災等による臨時休業）

第２７条 校長は、感染症予防上必要があるときは、臨時に学校の全部又は一部の授業を行わないことができる。

２ 校長は、前項及び学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第６３条（第７９条の規定において準用する場合を含む。）の規定により授業を行わなかったときは、臨時休業報告書（別記第１号様式）により教育委員会に報告しなければならない。

(2) 保健所の状況に応じた臨時休業等の対応

①保健所が、従来通りの対応について可能な状況にあるとき

【感染者の発生】

学校から教育委員会へ報告し、濃厚接触者の特定までの臨時休業（休業１）の可否について協議、決定するとともに、感染者の出席停止措置を行う。

【保健所への報告・相談】

学校から、保健所にその後の臨時休業（休業２）の実施の必要性も含めて、報告・相談をする。

【保健所による調査】

保健所が積極的疫学調査を行い、濃厚接触者の特定を行う。学校は調査に協力する。

【その後の臨時休業（休業２）の可否の判断】

学校の感染状況と休業２の取扱いの目安を踏まえ、学校長は、教育委員会と協議の上、休業２の可否を判断する。

学校内で感染が広がる
恐れがある場合

学校保健安全法第２０条に基
づく、学校の全部又は一部の臨時
休業（学級閉鎖、学年閉鎖、学校全
体の臨時休業又）部活動の停止措
置等

学校内で感染が広がる
恐れがない場合

学校教育活動を継続する。
・状況に応じ、感染リスクの
高い活動の見直し等
・濃厚接触者の出席停止措置
（職務専念義務の免除）

健康観察による児童生徒等及び
教職員の風邪症状等の有無の確認
と休業２の解除の判断

休業
１
（概
ね
数
日
、
５
日
程
度）

休業
２
（５
日
間
程
度）

②緊急事態宣言対象地域等で保健所業務が逼迫している状況にあるとき

【感染者の発生】

学校から教育委員会へ報告し、濃厚接触者の特定までの臨時休業（休業１）の要否について協議、決定するとともに、感染者の出席停止措置を行う。



【候補者リストの作成と保健所への提示・確認】

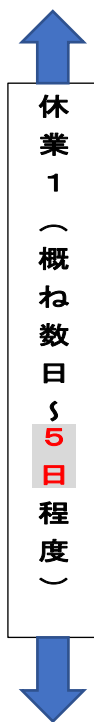
本通知の２に示した基準に基づき、学校長が濃厚接触者等の候補者リストを作成し、保健所へ提示するとともに、教育委員会へ提出する。

その際、提示した候補者リストによる濃厚接触者等の範囲が候補者リストに掲載したものでよいか、保健所へ確認する。保健所との連絡が困難な場合は、教育委員会に相談する。

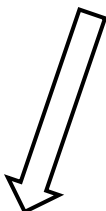


【その後の臨時休業（休業２）の要否の判断】

学校の感染状況と休業２の取扱いの目安を踏まえ、学校長は、教育委員会と協議の上、休業２の要否を判断する。

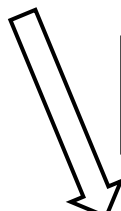


学校内で感染が広がる
恐れがある場合



学校保健安全法第２０条に基づく、学校の全部又は一部の臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、学校全体の臨時休業）部活動の停止措置等

学校内で感染が広がる
恐れがない場合



学校教育活動を継続する。
・状況に応じ、感染リスクの高い活動の見直し等
・濃厚接触者の出席停止措置（職務専念義務の免除）

健康観察による児童生徒等及び教職員の風邪症状等の有無の確認と休業２の解除の判断

(4)「休業１」及び「休業２」の範囲や解除について

「休業１」及び「休業２」の範囲や解除については、以下の取扱いを目安として、地域の感染状況や学校・地域の実情等を踏まえ、学校長が教育委員会と協議した上で判断する。

- ①「休業１」の範囲について（概ね数日～**５日**程度）感染者が発生した場合、原則として、濃厚接触者が特定され、休業２の可否を判断するまでの間、学校保健安全法第２０条に基づく臨時休業を行うこととし、複数の学年で感染者が発生した場合は学校全体の臨時休業、単一の学年で発生した場合は学年閉鎖とする。

ただし、例えば感染経路が家庭内であり、感染者の校内での接触者が極めて少ない場合など、感染が学級を越えて校内で広がる恐れがないと判断される場合は、学級閉鎖等とすることもある。

なお、感染者が部活動に所属している場合は、当該感染者の参加状況等を踏まえた上で、当該部活動は停止とする。

②「休業１」の解除について

濃厚接触者等が特定され、休業２の可否が判断された場合、休業１は解除されることとなる。従って、休業２が必要となる場合は休業２に移行することとなり、休業２が不要となる場合は学校再開となる。

③「休業２」の範囲について（**５日**間程度）

ア 学級閉鎖

○以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合

②感染が確認された者が１名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合

③１名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合

④その他、学校長と教育委員会との協議により必要と判断した場合

（※ただし、学校に２週間以上来ていない者の発症は除く。）

○学級閉鎖の期間としては、**５日**程度を目安に、児童生徒等の健康状態等を踏まえて判断する。

イ 学年閉鎖

○複数の学級を閉鎖するなど、学年内に感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

ウ 学校全体の臨時休業又は学部閉鎖

○複数の学年を閉鎖するなど、学校内や学部内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

エ 部活動の停止措置

- 特定の部活動で感染者や濃厚接触者が複数見られ、部活動内で感染が広がっている可能性が高い場合、当該部活動の停止措置をとる。また、アからウまでの休業を実施する場合は、感染者の参加状況等を踏まえた上で、所属する部活動の停止措置をとる。
- この場合において、部活動の停止措置中の公式大会への参加については、緊急事態宣言下であるかどうかにかかわらず、令和3年5月21日付け教学指第288号他「新型コロナウイルス感染症の感染者が発生している県立学校における部活動の大会参加について（通知）」及び同8月6日付け教学指第645号他「教育活動の機会 確保のためのPCR検査で陰性が確認された場合の県立学校における部活動の大会参加について（通知）」によるものとする。

オ 濃厚接触者等の出席停止等の措置

- 濃厚接触者等として特定された児童生徒等については、出席停止の措置をとる。濃厚接触者等が教職員である場合には、職務の専念義務の免除により出勤させないようにする。
 - この場合において、濃厚接触者については最終接触日の翌日から **7日間** の出席停止又は職務に専念する義務の免除の措置をとる。検査対象者については、検査で陰性が確認された場合に、出席停止等の解除の措置をとる。なお、検査を実施しない検査対象者の出席停止等の解除の措置については、当該児童生徒等や教職員の健康状態をもとに判断する。
- ④「休業2」の解除について児童生徒等や教職員（感染者や濃厚接触者等を除く。）の健康観察において風邪等の症状が見られない場合（学年単位や学級単位の感染が広がる恐れがない場合）は、臨時休業を解除することを可とする。
- ⑤部活動の停止措置の解除について 部活動の停止措置の解除については、休業2の解除の考え方に準じることとし、部員の健康観察において風邪等の症状が見られない場合は、部活動の停止措置を解除することを可とする。ただし、当該部活動における感染リスクの高い活動については、慎重に判断すること。

5 出席停止措置について

(1) 出席停止をとる場合の目安

- ①発熱または風邪症状（のどの痛み・咳・嘔吐・下痢など）がある場合
- ②強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ③感染者の濃厚接触者となった場合（同居家族が新型コロナウイルス感染症に感染したなど）
- ④感染症の不安を理由に学校を休ませたい場合
- ⑤発熱または風邪症状（のどの痛み・咳・嘔吐・下痢など）、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）があり早退する場合
- ⑥児童生徒に症状はないが、同居する家族に発熱や風邪症状が見られ、感染拡大が

懸念される場合

- ⑦同居する家族が、濃厚接触者に特定された場合（PCR 検査等の結果が判明するまで）
- ⑧児童生徒又は同居の家族が、濃厚接触者ではないが、医師や保健所の指示等で PCR 検査等を受けた場合
- ⑨医療機関にて新型コロナウイルス感染症に感染していると診断された場合
- ⑩児童生徒が医療機関等においてワクチン接種を受ける場合
- ⑪ワクチン接種による副反応が出た場合（接種日も含む）
- ⑫その他、校長が出席停止を必要と認める場合
- ⑬県の PCR 検査等無料化事業を受検する場合

※検査実施拠点は、課業日以外にも稼働しており、必ずしも課業日に受検する必要はないことから「欠席」とする。ただし、検査のうち、PCR 検査及び抗原定量検査の結果を待つために、やむを得ず出席できない場合に限り、上記④の対応を可とする。

(2) 出席停止による保護者から学校への提出書類

【上記①～⑫の場合】「様式 3-1、3-2」

「新型コロナウイルス感染症による出席停止報告書」を提出する。（保護者記入）

※その他に記載：新型コロナウイルスワクチン接種等（副反応も含む）

【上記⑨の場合】「様式 3-1、3-3」

他の感染症同様「報告書（登校許可証）」を提出する。（保護者記入）

(3) 学校への連絡

児童生徒が上記（1）の①～⑬に該当する場合は、保護者から学校へ連絡をいただき、今後の対応や該当する書類について相談する。特に、④の場合は、学校で講じている感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るように努め、その上で判断する。

6 その他の留意事項

- ①ドアノブ、スイッチ、手すりなど、特に多くの生徒が手を触れる箇所は、消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム水溶液や亜塩素酸水を使用して1日1回程度、消毒を行うことが望ましい。なお、児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合には、これらの作業を省略しても差し支えない。
- ②児童生徒の心のケアのために、学級担任や養護教諭、教育相談員等全職員で連携を図る。
- ③感染者等に対する偏見や差別によるいじめ防止のため各学級で指導するとともに、定期的に学校生活アンケートや二者面談を実施し、児童生徒の心の変化を捉える機会を設ける。
- ④基礎疾患のある児童生徒を把握し、感染リスクを下げるため、共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用を避けるなど、注意する。

- ⑤不調を訴える児童生徒がいる場合は、保健室または職員室で検温する。発熱等の風邪症状がみられる場合には、保護者に連絡して、自宅で休養させる。保護者が来るまでの間は、別室を用意し、他の児童生徒との接触をできる限り避けて待機させる。
- ⑥保健室が体調不良の児童生徒で密集しないように、軽微なものであれば職員室で対応する。また、コロナ禍での保健室の利用方法について児童生徒に周知し、体調不良のものは無理をせず、自宅で休養させる。
- ⑦マスクを替える児童生徒がいる場合、学校では捨てないように指導する。
- ⑧外部からの来校者に対し、来校前の検温及び健康上他の確認を依頼するとともに、必要に応じ、玄関等での検温を実施する。来校時に発熱や風邪症状が見られる場合には、校内への立ち入りや教育活動等への参加を見合わせていただく。

6 健康観察の徹底

学校において感染源を絶つためには、外からできるだけウイルスを持ち込まないよう努めることが重要となる。

(1) 家庭における登校前の検温・風邪症状の確認

- ☐ 児童生徒は、毎朝登校前に、家庭で検温と風邪症状の確認を行い、発熱や風邪症状がある場合は自宅で休養することを徹底する。
- ☐ 発熱等がある場合の相談
 - ・発熱等の症状がある場合は、まずは、日ごろ通院しているかかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話で相談する。(直接、医療機関を受診せず、事前に必ず電話で相談すること)
 - ・かかりつけ医等の地域で身近な医療機関がない場合は、自宅近くの発熱外来を実施している医療機関に電話で相談する。
 - ・発熱外来が近くにない場合等は、【相談窓口】に電話で相談する。
 - ・次の〈相談・受診の目安〉にあてはまる場合は、すぐに相談する。

〈相談・受診の目安〉

すくなくともいずれかに該当する場合は、すぐに相談する。(該当しない場合も相談可)

- ◆息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ◆基礎疾患等があり、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合
- ◆上記以外で、発熱や咳など、比較的軽い風邪症状が続く場合
(症状が続く場合は必ず相談。症状には個人差があるため、強い症状と思う場合はすぐに相談。解熱剤等を飲み続けなければならない場合も同様)

- ・ワクチンを接種した後、身体に異常を感じたり、体調不良が続いたりする場合は、「千葉県新型コロナワクチン副反応等専門相談窓口」または医療機関に相談する。

【県内の発熱外来指定医療機関】

※発熱外来を実施している医療機関の一覧は、千葉県ホームページ参照。

URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/hatsunetsu.html>※千葉県ホームページ「熱があるときは」のページ

【相談窓口】（かかりつけ医がない等、相談先に困った時）

◆発熱相談センター

・千葉県発熱相談コールセンター ☎0570-200-139

◆山武健康福祉センター（山武保健所） ☎0475-54-0611

◆さんむ医療センター ☎0475-82-2521

◆山武市健康支援課 ☎0475-80-1171

※小児は小児科医による診察が望ましいため、かかりつけ小児医療機関に相談する。

かかりつけ小児医療機関がない場合は、自他近くの発熱外来を実施している小児医療機関や「千葉県発熱相談コールセンター」に電話で相談する。

※「千葉県新型コロナウイルス感染症お問い合わせチャットボットサービス」（日本語、英語、中国語、韓国語、タイ語対応）でも、発熱相談窓口を案内。

【千葉県新型コロナウイルスワクチン副反応等専門相談窓口】

◆☎03-6412-9326

受付時間：24 時間（土・日・祝日含む）

【参考・引用】

- ・学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（千葉県教育委員会）（文部科学省）
- ・新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン（千葉県教育委員会）
- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～『学校の新しい生活様式』～文部科学省）

初版 改訂	令和 2 年	5 月 1 9 日	(火)
		5 月 2 2 日	(金)
		6 月 9 日	(火)
		7 月 7 日	(火)
		7 月 1 7 日	(金)
		9 月 3 日	(木)
	令和 3 年	4 月 1 日	(木)
		6 月 8 日	(火)
		9 月 1 7 日	(金)
		1 1 月 2 日	(火)
		1 1 月 2 6 日	(金)
	令和 4 年	3 月 8 日	(火)